いじめの防止等のための基本的な方針

静岡県立沼津工業高等学校　定時制

静岡県立沼津工業高等学校定時制課程では、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止等のために実施すべき方針を以下に定めました。いじめは生徒の健やかな成長に重大な影響を及ぼす人権侵害であり、絶対に許されない行為です。生徒が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、教職員が生徒と共に、いじめを抑止し、人権を守る土壌をはぐくみ、いじめを許さない学校づくりを推進します。

１　組織の設置

（1）名　　称　　いじめ防止対策委員会

（2）構 成 員　　校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、生徒指導部（教育相談担当）、該当ホームルーム担任、スクールカウンセラー。また、状況に応じて構成員を追加する場合もある。

（3）役　　割　　・いじめの相談、通報窓口　　・いじめの未然防止対策の企画、実施
・いじめへの対応　　・教職員の資質向上のための校内研修の企画、実施
・年間計画の作成　　・年間計画進捗状況の点検　　・各取組の有効性の点検
・いじめ防止基本方針の見直し　　・重大事態への対応

２　いじめの防止対策

（1）いじめの定義

いじめとは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該生徒の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）いじめの未然防止のための取組

ア　生徒の居場所、話せる空間の構築

個別面談の実施（年間３回）、居場所カフェ（年間 10 回程度）、教職員からの積極的な挨拶や声掛け、生徒が入りやすい職員室風土の構築、対面式・生徒交流会・合同文化祭等の活動。

イ　自己肯定感、他者を思いやる気持ち、人間関係づくりの醸成

授業やＬＨＲを利用した人権教育やソーシャルスキルトレーニング、スクールカウンセラーを交えたＬＨＲ活動の実施、学年をまたいだＨＲ活動の実施、コグトレやカードゲーム（生徒会室在庫）などの教材利用、行事や集会を活用して生徒の自己表現の機会をつくる。

ウ　教職員の共通理解、研修

・どの生徒、どの学校にも起こりうるという認識を持つ。
・日常的な生徒状況の共有（職員会議を利用した生徒情報交換会、気になる生徒の情報共有、教職員が一人で抱え込まない職場環境の醸成）。
・外部講師を招いた研修を実施することにより、組織としていじめ事案に対応するスキルと指導方法を身に付ける。

エ　保護者、地域との連携

・保護者との積極的な情報共有（いじめ問題に限らず、気になる様子等の情報共有。可能であれば家庭環境等の確認も行う。）。

・在学中にＮＰＯ法人青少年就労支援ネットワーク静岡等の外部機関とつながりを持つ。

・ｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾗｰ、ｽｸｰﾙｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰ、ｽｸｰﾙﾛｲﾔｰ、特別支援学校等を利用した相談、助言。

（3）年間指導計画

時期	活動内容	対象		
		生徒	教職員	保護者等
４月	いじめ防止対策委員会①（基本方針、年間活動計画等の確認） 職員会議（いじめの防止等のための基本的な方針についての共有）		○	
	始業式（学校いじめ防止基本方針について説明）	○		
	入学式（学校いじめ防止基本方針について説明）	○		○
	個別面談①	○		
	職員会議（生徒情報共有①）		○	
５月	公開授業・クラス懇談			○
	職員会議（生徒情報共有②）		○	
	１年生カウンセリング（スクールカウンセラー）～７月まで	○		
６月	職員会議（生徒情報共有③）		○	
	生活アンケート①	○		
	いじめ防止対策委員会②（アンケート結果の共有と事後支援について）		○	
７月	職員会議（生徒情報共有④）		○	
	三者面談　～８月まで	○		○
８月	スクールカウンセラーによる研修		○	
	職員会議（生徒情報共有⑤）		○	
９月	スチューデント・センタード・ケア（ＳＣＣ）事業①	○		
	個別面談②	○		
	職員会議（生徒情報共有⑥）		○	
10 月	職員会議（生徒情報共有⑦）		○	
11 月	職員会議（生徒情報共有⑧）		○	
12 月	生活アンケート②	○		
	いじめ防止対策委員会③（アンケート結果の共有と事後支援について）			
	職員会議（生徒情報共有⑨）		○	
１月	職員会議（生徒情報共有⑩）		○	
	スチューデント・センタード・ケア（ＳＣＣ）事業②	○		
	個別面談③	○		
２月	職員会議（生徒情報共有⑪）		○	
	学校運営協議会（学校評価アンケートを基にした取組の確認）			○

時期	活動内容	対象		
		生	保	教
３月	いじめ防止対策委員会④（学校いじめ防止基本方針の見直しと次年度の計画立案について）		○	
	職員会議（次年度の計画立案についての共有）		○	

※スチューデント・センタード・ケア（ＳＣＣ）事業
…スマートフォン等を活用して「心の健康観察」および「学校風土調査」についてアンケートを実施する。

(4) いじめの早期発見、いじめに対する措置

ア　ホームルーム、授業、部活動での観察

・遊びや悪ふざけなどのように思えても気になる行為があればホームルーム担任へ報告する。その際、具体的（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように)に報告することに留意する。また、見えないところで被害が発生している場合もあるという認識を持ち、状況に応じて速やかに面談等を行い、保護者への連絡を行う。
・ＳＨＲや授業前後の休み時間、部活動の開始前、終了後なども定期的に意識した見守りを行う。
・生徒の表情、服装、言動、出席状況等に注意し、気になると感じた場合は積極的な声掛けや面談を実施し、生徒の状況把握を行う。
・３日間欠席が続いた場合は保護者への電話連絡を行い、７日以上欠席が続いた場合は家庭訪問等を実施すること、欠席が通算で 15 日を超える場合は職員会議等での報告を行い、全職員で情報を共有することを原則とする。

イ　生活アンケート、スチューデント・センタード・ケア（ＳＣＣ）事業の実施と面談

生活アンケートを年２回（６月、12 月)、スチューデント・センタード・ケア（ＳＣＣ）事業を年２回（９月、１月）実施する。いじめの有無に限らず、気になる生徒がいた場合は速やかに面談を実施する。面談後、状況に応じて保護者への連絡を行う。

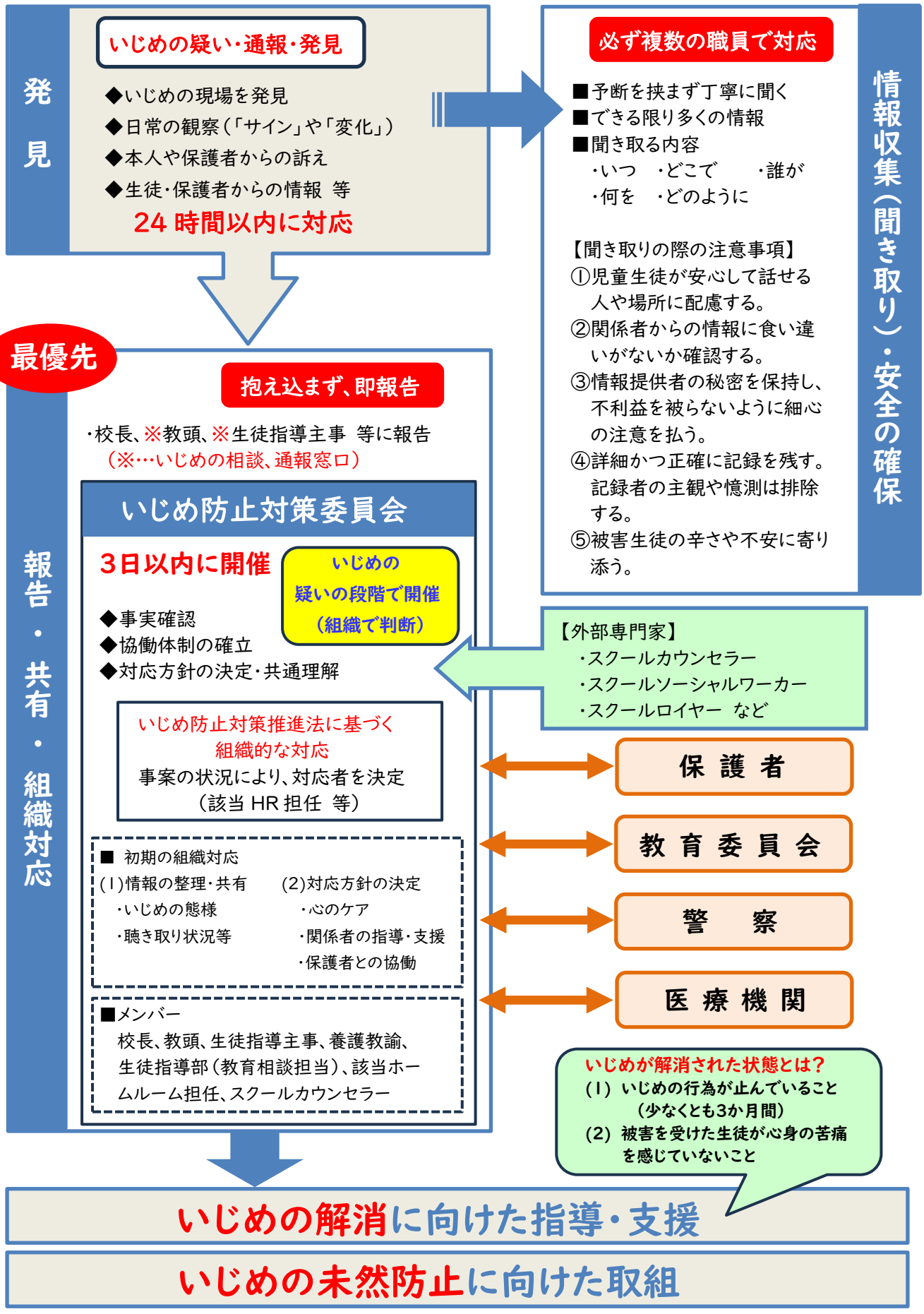
ウ　生徒や保護者から相談しやすい環境を整える

面談を行う場所に留意し、生徒や保護者が気兼ねなく相談できる場を確保する。

エ　初期対応

・迅速性…保護者や生徒からいじめの訴えがあった場合、その日のうちに生徒から話を聞き取る。（事案による）
・組織的な対応…管理職も入って情報を共有し、特定の教職員が抱え込まないようにする。
・多角的な事実確認…被害・加害双方の生徒から聞き取りを行う。また、複数の教員で聞き取ることに留意する。
・情報共有と連携…被害・加害双方の保護者へ連絡し情報を共有する。いじめ防止対策委員会が中心となって、対応方針を決定する。

3　いじめに対する措置


発見
いじめの疑い・通報・発見
◆いじめの現場を発見
◆日常の観察（「サイン」や「変化」）
◆本人や保護者からの訴え
◆生徒・保護者からの情報　等
24 時間以内に対応
必ず複数の職員で対応
■予断を挟まず丁寧に聞く
■できる限り多くの情報
■聞き取る内容
・いつ　・どこで　・誰が
・何を　・どのように
【聞き取りの際の注意事項】
①児童生徒が安心して話せる人や場所に配慮する。
②関係者からの情報に食い違いがないか確認する。
③情報提供者の秘密を保持し、不利益を被らないように細心の注意を払う。
④詳細かつ正確に記録を残す。記録者の主観や憶測は排除する。
⑤被害生徒の辛さや不安に寄り添う。
情報収集（聞き取り）・安全の確保
最優先
抱え込まず、即報告
・校長、※教頭、※生徒指導主事　等に報告
（※…いじめの相談、通報窓口）
報告・共有・組織対応
いじめ防止対策委員会
3日以内に開催
いじめの疑いの段階で開催（組織で判断）
◆事実確認
◆協働体制の確立
◆対応方針の決定・共通理解
【外部専門家】
・スクールカウンセラー
・スクールソーシャルワーカー
・スクールロイヤー　など
いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応
事案の状況により、対応者を決定
（該当 HR 担任　等）
■ 初期の組織対応
(1)情報の整理・共有
・いじめの態様
・聴き取り状況等
(2)対応方針の決定
・心のケア
・関係者の指導・支援
・保護者との協働
■メンバー
校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、生徒指導部（教育相談担当）、該当ホームルーム担任、スクールカウンセラー
保護者
教育委員会
警察
医療機関
いじめが解消された状態とは？
(1) いじめの行為が止んでいること（少なくとも3か月間）
(2) 被害を受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめの解消に向けた指導・支援
いじめの未然防止に向けた取組

４　重大事態への対処

重大事態とは、次の場合を言う。

(1) いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
・子どもが自殺を企図した場合　　・身体に重大な障害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合　　・精神性の疾患を発症した場合　等
(2) 欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが相当の期間（年間 30 日を目安とする)、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間、連続して欠席しているとき。

子どもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大な事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。調査等の実施方法については「重大事態対応マニュアル」によるものとする。

また、実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、いじめ防止対策委員会を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整える。

・生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を行う。
・生徒、保護者、地域への予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮を行う。
・いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校として、警察への相談・通報を行う。
・教職員は、些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを、抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せずに、「３いじめに対する措置　フロー図」のもと組織的に報告・相談できる体制を築く。

５　いじめ相談・通報窓口及び外部相談先

(1)　いじめ相談・通報窓口
静岡県立沼津工業高等学校　定時制（教頭、生徒指導主事）　電話番号 055-928-7101

(2)　外部相談先

名　　称	電話番号等
24 時間子供ＳＯＳダイヤル（文部科学省）	0120-0-78310
うちあけダイヤル LINE 相談（静岡県）	
若者こころの悩み相談窓口（静岡県）	0800-200-2326
ハロー電話「ともしび」(静岡県）	055-931-8686
総合教育センターの面接相談（静岡県）	0537-24-9738
静岡県性暴力被害者支援センターＳＯＲＡ（静岡県）	#8891 0120-8891-77（NTT ひかり電話）
東部地区少年サポートセンター	080-1605-0771
沼津警察署	055-952-0110

令和６年　３月 26 日　策　　定
令和７年　４月　４日　一部改定
令和８年　３月 12 日　一部改定
令和８年 10 月 26 日　一部改定